

財団法人おかやま環境ネットワーク 維持会員総会規則

(総則)

第1条 維持会員総会の開催および運営は、寄附行為第32条に基づき、この規則に則り行います。

(適用)

第2条 この規則以外の必要な事項は、その都度理事会で定めます。

(定期総会)

第3条 維持会員総会の定期開催は、毎事業年度終了の日から3ヶ月以内とし、理事会の決定に基づき、開催の1ヶ月前までに理事長が招集します。

(議事内容)

第4条 維持会員総会の議事内容は、寄附行為第32条に基づくものとし、その他必要事項については理事会で決めます。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会において行います。

附則

- 1 この規則は、2001年8月11日から施行します。
- 2 この規則は、2010年4月17日から施行します。